

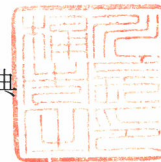
一般廃棄物処理業許可証

住所又は所在地 北足立郡伊奈町大字大針320番地
氏名又は名称 株式会社シー・エス・アイ
及び代表者の氏名 代表取締役 東 勇

令和4年2月18日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき、次のとおり
許可する。

令和 4年 4月 1日

桶川市長 小 野 克 典



1 許可業務	一般廃棄物処理業	
2 業務内容	(1) 取り扱う廃棄物	一般廃棄物（ごみ・特定家庭用機器）
	(2) 処理区分	収集・運搬
3 許可期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	
4 営業区域	桶川市内	
5 条件	裏面のとおり	

株式会社シー・エス・アイ

<許可条件>

- (1) 代表者は、従業員の指導監督及び一般廃棄物の取扱に関する一切の行為について、その責任を負うこと。
- (2) 他人にこの業務の継承及び下請けをさせないこと。
- (3) 法令、条例、規則等を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (4) 法令等のほか、平成26年10月8日付、環廃対発第1410081号の通知を留意し、適正に業務を行うこと。
- (5) 特定家庭用機器再商品化法に定める家電4品目については、指定引取場所へ搬入すること。
- (6) 可燃ごみについては、市の指定袋を使用し、分別を厳守すること。
- (7) 1月ごとに収集運搬の実績の報告を行うこと。
- (8) 営業区域以外の一般廃棄物を桶川市環境センターへ搬入しないこと。
- (9) 許可期間中の搬入ごみ調査等において、指導した内容に改善がみられない場合、許可を取り消すことがあります。